

国頭村立学校で児童生徒等や教職員の 新型コロナウイルス感染等が確認された場合の対応等について

国頭村教育委員会

(令和4年1月14日以降から当面の間)

現在、沖縄県及び国頭村において新型コロナウイルス感染急拡大により、学校・保育PCR検査や沖縄県接触者PCR検査センター等が非常に混み合い、受検できない状況が生じております。また、保健所業務のひっ迫により、家庭内感染等における濃厚接触者の特定にも遅れが生じております。

つきましては、1月14日以降から当面の間、国頭村立学校においては以下の通りで対応するようお願い致します。

1 感染者または濃厚接触者が出た場合の対応

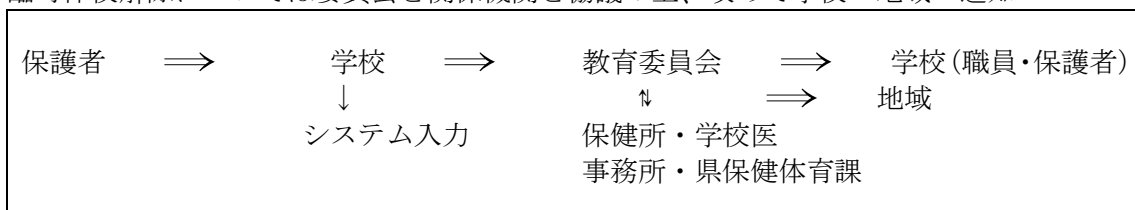
(1) 感染症の発生時等の流れ

- ① 児童生徒・学校職員は新型コロナウイルス感染症に感染した場合に保護者や職員は速やかに学校へ連絡し、専門医や保健所からはどのような指示があったかを伝える。
- ② 濃厚接触者においては、保護者や職員の聞き取りを行い、濃厚接触者のリストをあげる。
- ③ 学校は①での連絡を受けた場合は、速やかに教育委員会へその旨を伝える。
- ④ 教育委員会は、本村福祉課や学校医との連携しながら今後の対応について協議し、学校へ電話・文書で通知する。併せて地域にも連絡をする。
- ⑤ 学校は教育委員会の通知を受け、今後の対応を学校職員・保護者へ周知、実行する。

※ 学校は県指定様式1及び学校欠席者・感染症情報システムの入力

※ 委員会は様式1・回答フォームにて文科省へ報告、事務所・県保健体育課への報告

※ 臨時休校解除については委員会と関係機関と協議の上、改めて学校・地域へ通知



(2) 臨時休業(休校)について

- ① 児童生徒・学校職員が感染した場合は、その対象クラスや学年または部活動の児童生徒は出席停止となる。また、校内でクラスターが発生した等、感染状況により臨時休業の処置をとる。

② 臨時休業について

状況	開始日	終了日	対応
児童・生徒に感染が判明した	感染が判明した日	原則として感染が判明した翌日から5日間	臨時休業(休校)

※ 感染した児童生徒がもともと登校していない場合や村内の感染者の状況によって対応が変わる可能性があるため弾力的に判断する。学校の一部・全部で閉鎖措置をとることも想定する。

③ 学級閉鎖期間中の教室等の施設について(目安)

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
感染確認	72時間放置			消毒作業		学校再開

(3) 児童生徒の感染症発症時等の対応について

	状況	開始日	終了日	その期間の対応
①	感染が判明	感染が判明した日 または最終登校日	保健所・専門医が登校 可能と判断した日	出席停止
②	濃厚接触者となった	濃厚接触者と認定さ れた日	感染者と最後に濃厚 接触をした日の翌日 から起算して2週間	出席停止
③	同居家族が濃厚接触 者となった (接触者になる)	家族が濃厚接触者と 認定された日	最終接触日の翌日か ら5日が経過し、か つ、発熱等の風邪症状 がない。	出席停止
④	学級や部活内に濃厚 接触者がいた場合 (接触者になる)	当該児童生徒が濃厚 接触者と認定された 日		学級閉鎖 部活停止
⑤	児童生徒本人が発熱・ だるさ・風邪症状等有 る場合	発熱・だるさ・風邪症 状等がでた日	※1	出席停止
⑥	同居家族が発熱・だる さ・風邪症状等がある 場合	発熱・だるさ・風邪症 状等がでた日	発熱・だるさ・風邪症 状等がなくなった日 またはPCR検査で陰 性を確認した日	出席停止

※1について

令和4年1月12日付、教保第1593号、「発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応につ
いて(依頼)により

①受診した場合は、「再登校の基準」について必ず医師に確認する

②受診しなかった場合は、再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せ
ずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していること。

(4) 教職員の感染症発症等の対応について

	状況	開始日	終了日	その期間の対応
①	感染が判明	感染が判明した日 または最終出勤日	保健所・専門医が出勤可能 と判断した日	病気休暇
②	濃厚接触者とな った	濃厚接触者と認定さ れた日	感染者と最後に濃厚接 触をした日の翌日から起算 して2週間	特別休暇
③	接触者となった	接触者となった日	最終接触日の翌日から72 時間経過した後に、発熱等 の風邪症状がないこと。ま たはPCR検査が陰性と発 熱等の風邪症状がないこ と。	特別休暇
④	職員本人が発熱・ だるさ・風邪症状 等がある場合	発熱・だるさ・風邪症 状等がでた日	※2	病気休暇 特別休暇
⑤	同居家族が発熱・ だるさ・風邪症状 等がある場合	発熱・だるさ・風邪症 状等がでた日	発熱・だるさ・風邪症状等 がなくなった日または PCR検査で陰性を確認し た日	特別休暇

※2について

①PCR検査を受けていない場合

発症後に少なくとも8日が経過かつ解熱後に少なくとも72時間経過し、発熱以外の症状が
改善傾向である。

②PCR検査を受けている場合

陰性を確認した場合、症状の消失から72時間経過後に復帰可能